

1898年統一破産法の成立過程

折原 卓美*

はじめに

アメリカ合衆国はその成立時、合衆国憲法によっていくつかの独占的権限を連邦政府に付与したことは周知の事実である。その中の一つに、新生合衆国の将来の経済発展を睨んで国内関税を禁じた州際通商権があり、重要な連邦政府直轄の権限とされたこともまた広く知られている。合衆国憲法創案者の一人ジェームズ・マディソンは連邦政府が州際通商権限を有する事の必要性を強く主張した者の一人であったが、その彼は『フェデラリスト』42号の中で「破産に関する統一法を制定する権限は通商規制と密接に関連して」いるがゆえに、同様に合衆国政府の専権事項たるべきであるとも指摘をしている¹⁾。彼は全国統一の破産法の早期の制定も同様に国内通商の発展に不可欠であることを慧眼にも見抜いていた。かくして統一破産法制定権もまた合衆国政府の重要な直轄権限とされ付け加えられたのである。

本稿の目的はこの統一破産法（An Act to Establish a Uniform System of Bankruptcy throughout the United States）制定に至る

経緯を検証することにあるが、本題に入る前にこれについて若干触れれば以下のごとくであった。すなわち、連邦政府はこの権限を早速行使し、早くも1800年に最初の統一破産法が制定された。しかしこれは僅か三年足らずで1803年に廃止され、以後1841年に制定された統一破産法は1843年に、1867年に成立した同様の立法もまた1878年に廃止に追い込まれるという状態が続き、1898年に恒久的な統一破産法が制定されるまで、幾多の紆余曲折を経なければならなかったのである。その点をこれから具体的に検証していくことにするが、ここで1898年の統一破産法の制定過程を取り上げる意義について触れておきたい。すなわち、統一破産法は、合衆国憲法によって連邦政府の専権事項とされたにもかかわらず、1898年まで恒久的統一破産法はついに成立に至らなかった理由・原因を明らかにすることにより、この法律が19世紀における合衆国の連邦権と州権のあり方、「デュアル・フェデラリズム」と呼ばれる統治構造の特質とその構造変化を鮮明に浮かびあがらせてくれると思われるからである。また破産法制定の当初のねらいは債権者に「債権回収」を保障し、もって国内経済の発展に不可欠な信用供与を安定的に確保することにあった。まさにその故にフェデラリスト達が全国統一的な破産法の制定成立が急務であることを説き、一部の商工業者達が早い段階から熱心にそれを求めたのであった。それにもかかわらず、それが19世紀末までついに

*折原 卓美（Takumi ORIHARA）：浜松大学国際経済学部教授 慶應義塾大学大学院経済学研究科博士課程修了。博士（経済学）。『19世紀アメリカの法と経済』慶應義塾大学出版会、1999年；岡田・須藤編『アメリカ経済史の新潮流』、第5章「ボリス・パワー」慶應義塾大学出版会、2003年など。

orihara@hamamatsu-u.ac.jp

¹⁾ Charles R. Kesler, *The Federalist Papers*, New York, 1999, p.239.

恒久的立法とならなかったということは、逆に言えば、19世紀末まで合衆国経済が真の意味で「国民経済」と呼ぶにふさわしい経済実態を備えていなかったのではないのかということを示唆しているように思えるからである。

これに関連してさらに付言すれば、統一破産法の成立を求める声もある一方で、各州は独自の法律を制定し、州民の不満を一定程度慰撫する事に成功していた。支払不能法（Insolvency law）、支払い猶予法（stay law）、資産評価法（appraisal law）などがそれで、州内で生じた破産を管理する法律であった。ある経済史家はアンテベラム期の合衆国経済の有り様を州間競争と捉え、州外者に対する不信があからさまな州外企業・事業家に対するさまざまな差別的規制や州法を生み出したとし、州内で生じた破産問題を解消する以上のような州法もその典型であったと述べている³⁾。しかも、このような州法は南北戦争後も生き延び、深刻な不況が州経済を襲うたびに繰り返し制定されたのである。

ともあれ、統一破産法の制定を求める声は、時代を下るにつれてますます高まっていくが、しかし統一破産法を欠くこのような状態は19世紀末まで続いていくことになる。19世紀のアメリカ経済がその信用供与に重大な影響を及ぼす破産の扱いについて、建国期からその必要性が強く叫ばれていたにもかかわらず、ついに19世紀末までそれを欠いたまま推移していったと言うことは、敷衍すれば「合衆国経済」の実態が「国民経済」の内実を十全に備えていなかったことを意味したのではないだろうか。言い換えれば「合衆国経済」の実態は、従来ほとんど看過されてきた各々の州政府が創り上げたフレームワークに大きく規定されていたというを傍証することにならないであろうか。1898年に成立

した恒久的連邦破産法の制定過程を検証しつつ、以上の諸点を明らかにすることが本稿の目的である。

1. 1800年法の制定と同法の廃止

合衆国憲法の創案者達が新生国家の将来の発展を睨んで破産法制定権を連邦政府の専権事項に加えたことは既に指摘したが、その彼らの年頭にあったのはもちろんイギリスの事情であった。イギリスの破産法はアメリカに先立つこと250年以上も前の1542年に早くも制定されており、その特徴は基本的には円滑な商業活動を促進するために債権者の保護を主眼とするものであった³⁾。憲法創案者達がイギリスの繁栄を目の当たりにし、同国の破産法に範を取り、商業的繁栄の礎を築こうとしたとしても決して驚くにはあたらないであろう。

憲法制定会議において、合衆国憲法に破産条項を盛り込むよう動議が提出されたのは、1787年の連合会議会期末のことであった。サウスカロライナのチャールズ・ピンクニ（Charles Pinckney）は「破産問題と外国為替手形の支払い拒絶から生じた損害に関する問題について統一的法律を制定する」ための動議を出した⁴⁾。これはコネチカットやマサチューセッツからの若干の反対があったがほとんど論議されることもなく、最終的に合衆国憲法第1条第8章第4項として、連邦政府に連邦破産法を制定する権限を付与する事が同意される。

合衆国憲法が制定されてまもなく1792年恐慌が合衆国を襲った。これは「内陸開発」ブーム

³⁾ Charles Jordan Tabb, "The Historical Evolution of the Bankruptcy Discharge," *The American Bankruptcy Law Journal*, Vol.65, 1991, p.327.

⁴⁾ *The Records of the Federal Convention of 1787* (Farrand's Records, Vol.2) Journal, Wednesday August 29, 1787, pp.447-448. Charles Warren, *Bankruptcy in United States History*, Washington, DC, 1935 (Reprinted 1999), pp.4-5.

²⁾ Tony A. Freyer, *Producers versus Capitalists: Constitutional Conflict in Antebellum America*, University Press of Virginia, 1994, pp.18-21, 25.

に乗った銀行、運河や有料道路、鉱山業などの株式への投機熱の破綻に端を発したものであった。これにより、ニューヨークの中心的投機家であったウィリアム・デュア (William Duer) 等が破産状態に追い込まれたが、連邦政府が具体的な施策を行うまでには至らなかった。

1797年に再び襲ってきた恐慌はさらに深刻であった。この恐慌の原因は主に過剰な土地投機の破綻に端を発したものであった。再びウィリアム・デュアとかれのソシオト・アソシエーツ (Scioto associates) がオハイオの土地投機に失敗したのを始め、ジョン・クリーブ・シムズ、ジョナサン・デイトン、エリアス・ブディノー (Boudinot) 等のオハイオのマイアミ購入、アラバマからミシシッピー一帯300万エーカーを購入したヤズー土地会社、連合会議財務総監のロバート・モリス、ジェームズ・グリーンリーフ、連邦最高裁裁判官ジェームズ・ウィルソン、ロバート・G・ハーパー等が拘わったニューヨーク、ペンシルベニア、さらに南部にまでに及んだ600万エーカーを擁する北アメリカ土地会社、コロンビア特別区を擁する膨大な土地開発に関与したモリス、グリーンリーフ、ジョン・ニコルソン等の計画、これらの開発計画はことごとく失敗し、多くの者が破産状態に追い込まれた⁵⁾。この結果ウィリアム・デュアはニューヨークの監獄に、ロバート・モリスはフィラデルフィアの監獄に収容された。連邦最高裁裁判官のジェームズ・ウィルソンにいたっては、収監を恐れノースカロライナに逃亡してしまった⁶⁾。

1790年代の深刻な恐慌に直面した合衆国議会では、破産問題の解決に着手する必要性を強く感じ始めていた。サウス・カロライナのロバート・G. ハーパー (Robert G. Harper) は1798年

第5回連邦議会に「商業信用の維持、詐欺行為の防止、軽率な破壊的投機の抑制、商業の盛衰によって困窮に陥った誠実な事業の救済に有効な」破産法案を提出し、審議が始まった⁷⁾。

サウスカロライナのハーパー (Harper) やチャールズ・ピンクニ、マサチューセッツのハリソン・グレイ・オティス (Harrison Gray Otis)、サミュエル・シーウェル (Samuel Sewall)、デラウェアのジェイムズ・A. ベヤード (James A. Bayard) 等、フェデラリストで商業利害を代弁する者達为中心となって破産法案を提出した。ベヤードは破産法の必要性を強調して次のように言う。「破産法の必要性は、ある国がある程度商業的であるところならどこでも生じる。いかなる商業の人々もそれ無しにはうまく統治されえない。広範な商業があるところ、広範な信用が必然的に与えられねばならない。⁸⁾」と述べ、合衆国の商業信用を盤石のものにするためにも、統一破産法の制定の必要性を力説した。

これに対して、ペンシルベニアのアルバート・ギャラティン (Albert Gallatin)、ジョージアのアブラハム・バルドウィン (Abraham Baldwin)、ニューハンプシャーのウィリアム・ゴードン (William Gordon) 等、南部や農業利害を代弁する反フェデラリストはこれに強力に反対した。例えば、破産法が実施された場合、農民に与える悪影響について、ゴードンは次のような反対意見を述べている。都市の商人が破産に追い込まれた場合、この商人の主要な債務者である農村商人 (country trader) もまた、当然の事ながら破産管財人によって、その財産を没収される。しかし、その資産がさらに債務回収に十分でなかった場合、今度は農村商人が破産手続きを行うことにならざるをえない。当

⁵⁾ Warren, *Bankruptcy*, p.12.

⁶⁾ Rehtt Frimet, "The Birth of Bankruptcy in the United States," *Commercial Law Journal*, Vol.96, 1991, pp.166-167.

⁷⁾ *Annals of Congress*, 5th Cong., 2nd Sess., pp.795-796.

⁸⁾ *Annals of Congress*, 5th Cong., 3rd Sess., p.2656.

時、農村商人の主要な信用供与者は農民だったので、この立法は最終的に農民を困窮に陥れることになる⁹⁾。また、バージニアなどの南部州は、債務支払い手段として土地を売却できないとする立法があること、さらに東部州においても土地が差し押さえられた場合でも、まずその価格評価が行われ、債権者はその評価額を受け入れない場合には売却できないという立法があるとして、統一破産法は不適であると主張した¹⁰⁾。審議は白熱し、結局44対47の僅差で同法案は否決された¹¹⁾。

土地投機の崩壊による経済危機は依然深刻であった。ニューヨーク、フィラデルフィア、ボルティモアといった大都市で破産が相次ぎ、破産法の必要性が強く認識される中、第6回連邦議会が開催された。審議はこうした状況を反映してか、白熱した議論もなく1800年2月21日に49対48というわずかに1票というきわどい差（結局議長が賛成票を投じた）ではあったが下院を通過する。そして上院において若干の修正案が動議されたが否決され、最終的にここも16対12で通過し、1800年4月4日合衆国最初の統一破産法が成立した¹²⁾。

さて、1800年に成立した統一破産法とは一体どういう立法であったのであろうか。1800年法の大きな特徴は、まず本法の対象者を「商人」に限定したことであった¹³⁾。次に破産手続きは、もっぱら債権者側からの申し立てによってのみ行われえた。すなわち、非任意破産（involun-

tary bankruptcy）が同法の対象であった。また破産者は、身の回り最低限の物、すなわち破産者本人と妻や子供達の「必要な衣類」「必要なベッドと寝具類」が差し押さえの対象から免除された。偽証は12ヶ月からの10年の収監という罰則規定も設けられた¹⁴⁾。

同法は5年を限度とする時限立法として成立したが、結局1803年1月には早くもその廃止が下院で動議されベヤード等はこれに強く反対したが、結局同年11月には廃止法案が下院を99対13、上院を17対12という圧倒的票差で可決された。1800年法は有効期限を待たず僅か3年で廃止されてしまったのである¹⁵⁾。

1800年法の欠陥は明らかであった。第一に、同法に訴えるためには、遠方の連邦裁判所まで出向いて行って手続きを行わなければならなかったこと、第二に、破産を申し立てられた債務者の多くはすでに牢獄に収容されていたので、非常に少額の分配金しか債権者に支払われなかったこと、第三に、同法が富裕な債務者や投機家によって債務免責の手段として使われたことなどがそれであった。ちなみに、ロバート・モリスなども同法によって釈放された一人であった。また、ジェファソンの大統領就任以来、連邦議会の雰囲気は次第に農民的・プランターの利益を代表する議員達の勢力が増していった事なども同法の廃止に大きく影響した¹⁶⁾。

実際には同法を利用した者達もそれほど多くはなかった。ペンシルベニア、ニューヨーク、メリーランド、ディストリクト・オブ・コロンビア等が同法を最もよく利用した地域であったが、その利用件数は500を越えなかった。しかし、同法が農民、職人、プランターを犠牲にし

⁹⁾ *Annals of Congress, 5th Cong., 3rd Sess.*, pp.2665-2666.

¹⁰⁾ *Annals of Congress, 5th Cong., 3rd Sess.*, p.2651.

¹¹⁾ *Annals of Congress, 5th Cong., 3rd Sess.*, p.2676.

¹²⁾ *Annals of Congress, 6th Cong., 1st Sess.*, p.534.

¹³⁾ 第一条において、その対象者を「合衆国に居住し、卸であるいは小売りで、あるいは交易業務によって売買する事により実際に商品取引に従事している、あるいは銀行家、ブローカー、仲買人、保険業者、海上保険業者として実際に商品取引に従事している商人あるいはその他の者」と規定している。（*U.S.Statutes at Large*, Vol.2, p. 20.）

¹⁴⁾ *U.S.Statutes at Large*, Vol.2, pp.21, 23, 27.

¹⁵⁾ *Annals of Congress, 7th Cong., 2nd Sess.*, pp.376-380, 530-533, 546-565. 第8回議会第2会期で1800年法の廃止法案が検討され可決された。*8th Cong., 1st Sess.*, pp.616-622.

¹⁶⁾ Frimet, "The Birth of Bankruptcy," p.170.

て商人にのみ利する法律であるという不信感は根強く、南部の議員から強い反感を引き起こし、州法による救済をむしろ望む雰囲気醸成していった¹⁷⁾。

2. 統一破産法への模索と挫折

(1) 1818年の破産法案の審議過程

1803年に連邦破産法が廃止されて以降も、英仏におけるアメリカ船舶の拿捕、この結果として発令された出港停止令、通商禁止令、第二次英米戦争の勃発、戦後の輸入品の大量流入、また1818-19年のヨーロッパ市場におけるアメリカ商品の価格下落等々、経済的混乱が続き、商人層の経済的打撃は大きかった。これを受けて改めて破産法の必要性が叫ばれ1809年¹⁸⁾、1812年¹⁹⁾に審議するように求める声もあったが、取り上げられることはなかった。この主たる原因は、連邦破産法に対するプランターや農民の利害を代表する南部の強硬な反対によるものであった。

こうした中、一層事態を混乱に陥れる事件が持ち上がった。それは、ペンシルベニアで制定された支払不能法の下で実施された債務の免責は無効であるとする判決を連邦巡回裁判所が1814年に下したことであった。同裁判所はさらに債務者の負債を免責する立法を制定する権限は連邦議会のみが有しており、したがってペンシルベニア州支払不能法は憲法違反であるとまで断定した。この判決は債務者のみならず債権者をも大いに困惑させた。これにより、速やか

な債権回収が困難になる恐れが生じたからである。危機感を募らせたニューヨーク、フィラデルフィア、ボストン、ボルティモア等の商人達は、連邦議会に新たな破産法の制定を強く迫ることになる²⁰⁾。こうした要求を受けて、1818年に連邦議会は、再び破産法の審議を本格的に着手することとなった²¹⁾。ペンシルベニアのホプキンソンが「我が国の商人が、世界の政治状況の重大な突然の変化によって長年被ってきた異常な危機と損失²²⁾」からの救済のために統一破産法の必要性を力説すれば、マサチューセッツのホワイトマンも「私の住んでいる地域においては、かなりの数の不運な商人達が現在審議されているのと同様の法案の採択を求めて、大いに不安な面もちで見守っている²³⁾」とその速やかな成立を求めた。しかし、これに対してバージニアを始めとする反対派は、同法案の対象が商人にのみ限定されていること、したがって農民やプランター、さらには製造業者等を排除する差別的な立法であること、また、多くの州で各州の状況に適した支払不能法があり、統一破産法よりもよりよく機能している等の点を上げ、反対した²⁴⁾。結果は82対70で結局否決されたが、このときに西部の代表が初めて反対票を投じた²⁵⁾。

²⁰⁾ Warren, *Bankruptcy*, p.23.

²¹⁾ 1815年と1816年に連邦議会に破産法を審議するよう求める声もあったが連邦議会は結局取り上げることはなかった。 *Annals of Congress, 14th Cong., 1st Sess.*, pp.453-454, *14th Cong., 2nd Sess.*, p.276.

²²⁾ *Annals of Congress, 15th Cong., 1st Sess.*, p. 900.

²³⁾ *Annals of Congress, 15th Cong., 1st Sess.*, p.1014.

²⁴⁾ *Annals of Congress, 15th Cong., 1st Sess.*, pp.919, 1019, 1022, 1025. また、統一破産法の成立を求める議員達からは、各州で実施されている支払不能法が、各州で全く不統一であるがために多くの混乱と不公平が生じていること、すなわち州内の債権者と州外の債権者が公平に扱われておらず、しばしば州内債権者に有利に処理されていること、結果として商取引上の信用を大きく損なっているなどが指摘され、一刻も早い統一破産法の成立を求めた。 pp.899, 900, 903, 943, 957, 972, 980, 989, 1019.

²⁵⁾ *Annals of Congress, 15th Cong., 1st Sess.*, p.1027.

¹⁷⁾ *Annals of Congress, 8th Cong., 1st Sess.*, p.617.

¹⁸⁾ *Annals of Congress, 11th Cong., 2nd Sess.*, pp.698-699. この中で、メイン州のホワイトマンは連邦破産法の制定を求めるポートランド住民の請願書を提出し、次のように述べた。「現在、それぞれの州が異なった破産法 (bankrupt law) を持っている。ある州の市民は他州の支払不能法 (insolvent law) を知らない。したがって、不可避免的に多くの困難が生じている。」

¹⁹⁾ *Annals of Congress, 12th Cong., 1st Sess.*, pp.607-608

（２）スタージズ対クロウニンシールド事件（1819年）

統一破産法の成立に一縷の望みを持って見守っていた商人層の失望は大きかったが、これに加えて、さらにかれらの不安を募らせる判決が1819年連邦最高裁で言い渡された。これは1811年ニューヨーク州で制定された「支払不能に陥った債務者達とその債権者達の救援のための法」の下で、クロウニンシールドがスタージズに振り出した2通の約束手形、それぞれ約770ドルあまりの債務の免責を求めたことに対して起こされた訴訟であった。主要な争点は、ニューヨーク州法成立以前に交わされた「契約」について、同法が適用可能かどうかということにあったが、これに対して、マーシャル首席裁判官は「ニューヨーク州法は……それが供述の債務からこの被告を免責しようとする限り、合衆国憲法に抵触している」として、被告人を敗訴とした²⁶⁾。度重なる経済危機に疲弊していた商人層にとって、これは憂慮すべき事態であった。なぜなら、これは統一破産法を欠いた中で、さらに州法による救済も断ち切られるということ、したがって、今や何らの救済措置も期待できなくなってしまったということに他ならなかったからである。あるボルティモアの新聞はこの危機に直面して次のように記し、無策のまま放置している連邦議会を非難した。「その問題（＝破産問題）に対して連邦議会に広まっている無関心は驚くべきものがある。いかに長く彼らは困窮の叫びに対して耳をふさぐつもりなのか。いかに長くかれらは数千人もの哀願を無視するつもりなのか。²⁷⁾」

²⁶⁾ *Sturges v. Crowninshield*, 17 U.S.122 (1819) at 122, 208. ただし、「破産問題に関する統一法を通過させる権限が連邦議会によって行使されるまで、それが合衆国憲法第1条第10章（各州は契約の効力を毀損するような法律を通過させることはできない……折原）に抵触するような原則を含まないならば、州は破産法通過させることを禁じられていない」と述べ、州法自体を禁じたわけではなかった。（at 197.）

²⁷⁾ Frimet, "The Birth of Bankruptcy," p.172.

上院議員のブキャナンも次のように述べる。「1819年、1820年、1821年は合衆国憲法の採択以来、我が国が経験した中で最大の災難であった。当時、商人や投機家が巻き込まれただけでなく、投機の猛威は国中の農民や職人にまで広がっていた。そして彼らの非常に多くが支払不能に陥っていた。²⁸⁾」実際、ある上院議員は1820年の時点で、支払不能に陥っている者は合衆国全体で7万人を下らないだろうという推計値を示した²⁹⁾。こうした状況の中で、ボストン、フィラデルフィア、ニューヘブーン、ボーツマス、ニューヨーク等々の商人達は、第16回連邦議会に統一破産法の早期成立を求める請願書を提出し、これを受けて上院は破産法の審議に取りかかった³⁰⁾。東部の議員達は、口々に各州の支払不能法の下で実施されている破産救済は州ごとにばらばらであること、また特定の債権者に対して優先的に破産分配金が支給されているという事実、またこの下でしばしば不正が行われているという事実などを上げ、統一破産法の早期成立を求めた³¹⁾。これに対しては、以前と同様に同法案の対象者が「商人」のみであるのに対する不満が表明された³²⁾。同時に、統一破産法の将来に大きな影響を及ぼす提案もなされた。すなわち、デラウェアのニコラス・バン・ダイク（Nicholas Van Dyke）が、初めて自己破産（voluntary bankrupt）を誰もが申請できるとする規定を盛り込むことを提案したことであった³³⁾。これは直ちに憲法上連邦議会が破産

²⁸⁾ Warren, *Bankruptcy*, p.26.

²⁹⁾ *Annals of Congress*, 16th Cong., 1st Sess., p.504.

³⁰⁾ *Annals of Congress*, 16th Cong., 1st Sess., pp.81, 492-554, appendix, pp.2440-2444, 2450-2452. 彼らの請願の趣旨は、州法による破産者救済法は規定がまちまちであり、債権者の間に不公正が生じており、それを是正するために統一破産法の成立が不可欠とするものであった。

³¹⁾ *Annals of Congress*, 16th Cong., 1st Sess., pp.505, 513, 517,

³²⁾ *Annals of Congress*, 16th Cong., 1st Sess., pp.510, 560.

³³⁾ *Annals of Congress*, 16th Cong., 1st Sess., p.533.

法で対象とできるのは商人のみであり、したがって、憲法違反であるという反対意見を引き起こしたが³⁴⁾、以後次第に統一破産法の重要な争点になっていく。

統一破産法を求める多くの請願が寄せられ、東部議員の熱心な働きかけにも拘わらず、またしても議会は最終的に15対23で統一法の制定を否決した³⁵⁾。

(3) 1820年代の連邦議会での破産法案に関する審議

1810年代末に起こった不況は依然深刻であった。1822年の第17回連邦議会に再びボルティモアやチャールストンの商人達から統一破産法を求める請願者が提出され、ペンシルベニアのサージェント (John Sergeant) は同法の成立目指して奮闘した。同法案もまた自己破産の規定を含むものであった。これに対して、南部議員の反対はまたしても強硬であった。連邦議会は以前の契約に影響を及ぼすような遡及的立法を制定できるのかという疑問の声が投げかけられ、また連邦議会は商人以外の債務に適用する法律を制定できないとする以前と同様の議論が繰り返され、結局議会は動かすことはできなかった³⁶⁾。

1824年にも、マサチューセッツのダニエル・ウェブスターが下院に、1825年にはサウスカロライナのヘイン (Robert Hayne) がそれぞれ統一破産法案を提出した。ウェブスターは支払不能に陥っている債務者の扱いに対して「24の

異なった」州法、すなわち破産者の処遇について特別の規定を設けている州から全く欠いた州までと、各州によってばらばらであることの異常さを訴えた。またヘインは自己破産を商人以外の階層にも拡大することを盛り込んだが、バージニアを中心とする激しい反対に直面した。結局1827年に統一破産法案が否決されて以後、連邦議会が再び破産法案の審議を開始するようになるのは、10年以上もたった1837年恐慌に見舞われて以後のことであった³⁷⁾。

1827年破産法案の否決のわずか12日後に連邦最高裁において下されたオグデン対サンダーズ事件 (1827年) 判決は、以後の破産法案の審議を遅延させた大きな要因であった。この事件の発端は、1806年当時ニューヨーク在住のオグデンの為替手形が破産により、これを受け取った同じく当時ニューヨーク在住のサンダーズに対して支払不能に陥ったことから起こった。破産に追い込まれたオグデンは、1801年にニューヨークで施行された支払不能法の恩恵にあずかり債務を免責されたが、サンダーズはこれを不服として裁判所に訴えてた。サンダーズの言い分は破産問題に関する立法制定権は連邦議会にのみあること、また同法が契約義務を毀損している等の理由に基づいて、ニューヨーク州法は憲法違反であり無効であるというものであった。これに対して、連邦最高裁は4対3というきわどい評決で、債務免責を規定した州法は、その制定された後に生じた同一州民間の債務に対しては有効であると述べ、ニューヨーク州法を支持する判決を下した³⁸⁾。

³⁴⁾ *Annals of Congress, 16th Cong., 1st Sess.*, pp.535, 560. 例えば、ニューヨークのキング上院議員は、連邦議会は支払不能法を制定する権限はないとしてこの修正案に反対した。

³⁵⁾ *Annals of Congress, 16th Cong., 1st Sess.*, p.561.

³⁶⁾ *Annals of Congress, 17th Cong., 1st Sess.*, pp.65-66, 187-191, 752-756, 759-766, 770, 797. また、同法案の破産対象に銀行などを中心とする株式会社が含まれていないという欠点も指摘された (P.749)。また、バージニアの強硬な反対の理由は、州法の下では自由不動産権は債権者によって差し押さえられることはなかったにもかかわらず、統一破産法によってそれが認められれば、「それがバージニアの自由土地保有制度の根幹に斧をふるうことになる」ためであった。(Warren, *Bankruptcy*, pp.32-33) 破産法案は賛成72, 反対99で否決された。(p.1298.)

³⁷⁾ Frimet, "The Birth of Bankruptcy," p.173. Warren, *Bankruptcy*, p.45.

³⁸⁾ *Ogden v. Saunders*, 25 U.S. 213 (1827). David p. Currie, *The Constitution in the Supreme Court 1789-1888*. University of Chicago Press, 1985, pp.150-156. Peter J. Coleman, *Debtors and Creditors in America: Insolvency, Imprisonment for Debt, and Bankruptcy, 1607-1900*, Washington D.C., 1974 (Reprinted 1999), p.31-32. サンダーズは後にルイジアナ州に移り住み、ここで訴訟手続きを行なったため、第一審はルイジアナの連邦地区裁判において行われた。

この評決は、結局統一破産法に反対し債務処理問題対して州法で十分対応できるとする主張を勢い付けすることになった。また多くの州で債務者に対する処罰が次第に緩和されていったことも影響を与えたように思われる。例えば、債務者を投獄する処罰規定は、1821年のケンタッキーを皮切りに、1831年にはニューヨークが、1838年にはバーモント、オハイオ、ミシガンが、1839年にはアラバマが、1840年にはニューハンプシャーとテネシーが、1842年にはペンシルベニアとコネチカットと相次いで廃止された。また、1834年にはメイン、ニューハンプシャー、マサチューセッツ、サウスカロライナなどが5ドルから30ドル以下の債務者に対する収監を廃止し、最終的に1857年にマサチューセッツが不正の場合を除き収監を廃止すると規定した州法を成立させた時点で、事実上すべての州で同様の州法が実施されていた³⁹⁾。

しかし、オグデン対サンダーズ事件によって、連邦最高裁が州の債務者救済法に好意的な態度を示したにもかかわらず、州による破産法の制定は遅々として進まなかった。例えば、マサチューセッツは州独自の破産法を持つ数少ない州であったが、その制定はオグデン対サンダーズ事件判決後11年も経過した1838年のことであったし、またロードアイランドに至っては、クロウニンシールド事件後に70年に亘って実施されてきた破産免責を廃止してしまったのである⁴⁰⁾。

3. 1837年恐慌と1841年破産法の成立

1830年代は経済的繁栄期であった。農産物価格の上昇は土地投機を促し、1834年秋から1837年夏までの30ヶ月間は合衆国史上最大の公有地

販売が行われた時期であった⁴¹⁾。また各州は競ってターンパイク、鉄道、運河などの州内開発事業を積極的に推進していたし、さらには連邦議会で合衆国銀行の存続が否決されるや州立銀行が乱立し、放縦な信用供与が投機熱を一層助長した。こうした投機熱に冷や水を浴びせたのが、ジャクソン大統領が1836年に州法銀行券の乱発を抑えようとして発令した公有地代金として正貨支払を求めた正貨流通令であった。この結果、西部の銀行から大量の正貨が引き出されることとなった。また同年に成立した預金法（Deposit Act）も、ペット・バンクと呼ばれた東部の銀行からの正貨の大量流失を招き、結果として信用の大幅な収縮を引き起こした。こうした状況の中で1837年に起こったイギリスの不況はイギリス資本の総引き上げを促し、その結果、すべての銀行は兌換を停止し、大量の銀行が倒産した。多くの州が過重の債務に苦しみ、1840年にはざっと見積もって2億ドルもの債務をかかえることとなった。同時期に西部を襲った凶作も事態を一層悪化させた。州財政も危機的状況に陥り、実際ペンシルベニアを始めとしてメリーランド、イリノイ、インディアナ、ミシガン、アーカンソー、ミシシッピ、ルイジアナ、フロリダなどの9つの州及び準州が債務不履行に陥った⁴²⁾。こうした事態の中、バン・ビューレン大統領は1837年特別教書において、破産法の早期の制定を説いたが、同法の適用を銀行に限定するとしたため、連邦議会の強い反対によっ

⁴¹⁾Malcom J. Rohrbough, *The Land Office Business: the Settlement and Administration of American Public Lands, 1789-1837*, Wadsworth Publishing Company, 1968 (Reprinted 1990), p.221.

⁴²⁾Richard Sylla, "Experimental Federalism: The Economics of American Government, 1789-1914," in *The Cambridge Economic History of the United States: The Long Nineteenth Century*, Vol.II, Stanley L. Engerman & Robert E. Gallman eds.,

Cambridge University Press, 2000, p.522. Frimet, "The Birth of Bankruptcy," p.175. 西川・松井共著『アメリカ金融史』有斐閣選書, 1989年, 7-8頁。

³⁹⁾Warren, *Bankruptcy*, p.52. Frimet, "The Birth of Bankruptcy," p.175.

⁴⁰⁾Coleman, *Debtors and Creditors in America*, pp.34, 52.

て結局実現することはなかった⁴³⁾。

しかし、不況の長期化は統一破産法による破産者救済を一層切実なものにしていった。1840年、第26回会議第1会期において、マサチューセッツのウェブスターが13条からなる法案を上院に提出し、再び破産法案についての論議が再開された⁴⁴⁾。ウェブスターの提出した法案の大きな特徴は、商人に対しては債権者の申し立てによる強制的破産のみが適用されたのに対して、その他の債務者に対しては債務者の側からの申し立てによる破産、すなわち自己破産がはじめて盛り込まれたことであった。これは審議の過程で、ニュージャージーのウォール (Garrette D. Wall) の提出した代替案に取って代わられたが、同法案も自己破産と強制的破産を盛り込んでおり、さらに株式会社も破産法の対象とするという条項を含んでいた⁴⁵⁾。激しい論戦が2

ヶ月以上にわたって繰り広げられ、再びさまざまな賛成意見・反対意見が党派的な利害とも絡みあいながら噴出した。ある者は、州の認可権の下に設立される株式会社会破産法の対象とするのは州権に対する侵害であり、憲法違反であると主張し⁴⁶⁾、またある者は、自己破産条項部分は州権限に属する支払不能法の対象であり、したがって憲法違反にあたると主張した⁴⁷⁾。概して多くの民主党員は、州権に属するものとして統一破産法自体に反対し、その他の民主党員と少なからざるホイッグ党員は自己破産条項を憲法違反として反対した。そして、大部分のホイッグ党員と北部の民主党員は自己破産条項に賛成した⁴⁸⁾。紛糾とした議論の中で、さまざまな修正動議が繰り返され、さらなる継続審議の必要性さえ叫ばれたが、最終的に自己破産を含む、しかし株式会社への適用を除外したこの法案は上院を21対19の僅差で通過した⁴⁹⁾。票決にははっきりと地域差が表れた。北部と東部が破産法案に賛成したのに対して南部と西部はこれに反対した⁵⁰⁾。しかし、会期末ということもあって、同会期中に下院に送られず、結局成立にいたることなく終わってしまった。

第27回議会は1841年5月に始まった。既にこれに先立って大統領選が行われていたが、当時国内の支払不能件数は40万以上とも目される状況下で破産法の成立を党綱領に掲げたホイッグ党が選挙戦に勝利した⁵¹⁾。政権についたホイッ

⁴³⁾ バン・ビューレン大統領の提案した破産法案は、(1)連邦政府は経済に拘わるべきではないとする者達、(2)破産法を法人会社に適用するのは違憲であるとする者達、(3)連邦政府は州管轄の事項に干渉するべきではないとする者達、(4)通貨問題は破産権限の下で取り扱われるべきではないとする者達、(5)ホイッグ党として、それは党派的・政治的法案であると反対する者達によって、厳しく批判された。(Warren, *Bankruptcy*, p.57.)

⁴⁴⁾ *Congressional Globe*, 26th Cong., 1st Sess., pp.219-220. 同法案の大きな特徴は、初めて自己破産 (voluntary bankrupt) 条項を盛り込んだことであった。上院における本格的審議は1840年5月頃から開始され始めた。pp.402, 405, 407, 408, 419, 423, 426, 428, 491, 433, 434, 441, 444, 445, 446, 477, 478, 482, 483, 484, 485, 486, 487. 法案第18条の自己破産条項を削除するかどうかについての審議において、17対25で削除は否決された (p.444)。また株式会社を同法案に含めることは否決され、自己破産を含めることが賛成された (p.445)。さらなる審議のために延期するという動議は否決された (p.446)。同法案は、1840年6月25日に21対19で上院を通過した (p.487)。

⁴⁵⁾ Warren, *Bankruptcy*, p.60. 破産法の対象として株式会社を加えることを一貫して強く訴え続けたのは、ミズーリのベントン (Thomas H. Benton) であり、彼は次のように述べて株式会社会同法の対象とすることを要求した。「これらの株式会社の富は巨大である。彼らが保有する財産は莫大である。そして、連結された富 (associated wealth) は今や今日の正常な状態であり、特許を与えられた法人は我が国の富の膨大な部分を所有している。……株式会社の特権もまた非常に大きい。……それらは強すぎて、個人で戦うことはできない。したがって、対抗して強力な権限が配置されるべきである。彼らは州権にとってあまりに強い。したがって、対抗して合衆国の権限が配置されるべきである。」(*Congressional Globe*, 26th Cong., 1st Sess., pp.237-238)

⁴⁶⁾ *Congressional Globe*, 26th Cong., 1st Sess., p.491. アラバマのクレイは、破産法の対象を銀行を含めた株式会社にまで拡大することに終始反対した。「……銀行は同州 (アラバマ州) の絶対的権限 (the sovereign authority) によって設立され、事実上そのいくつかは同州は資本を保有している。……それゆえ、アラバマ選出の議員として、同法案の規定を州の法人に広げることを認めることには同意できない」と主張した。(Congressional Globe, 26th Cong., 2nd Sess., p.153.)

⁴⁷⁾ *Congressional Globe*, 26th Cong., 1st Sess., p.433.

⁴⁸⁾ Warren, *Bankruptcy*, p.177.

⁴⁹⁾ *Congressional Globe*, 26th Cong., 1st Sess., p.487.

⁵⁰⁾ Warren, *Bankruptcy*, p.69.

⁵¹⁾ Frimet, "The Birth of Bankruptcy," pp.177-178.

グは、早速先の議会で上院を通過したのと同様の法案を提出し審議に取りかかった⁵²⁾。ここでも、破産法の適用対象に銀行を加えるか否かについての議論が繰り返された。その賛否について双方が議論を戦わせたが、結局16対34で否決された⁵³⁾。そして最終的に同法案の可否についての包括的な見解が各議員から出された後採決され、26対23で上院を通過した⁵⁴⁾。同法案は早速下院に送られ、下院でも審議が開始された⁵⁵⁾。下院においても同法案に対する反対論が噴出した。南部は下院においても強硬な反対を繰り返したが、その根拠としてあるケンタッキー出身議員は「この法案の目的は彼ら（南部や西部）をニューヨークとニューイングランドの監視の下に置くことだ」と述べ、統一破産法に懸念を表明した⁵⁶⁾。同法案の賛成者達は各州で実施されていた支払不能法の限界、特に州外の債権者が支払不能に陥った債務者の資産回収を思うに任せなかったことが、賛成の大きな理由であった⁵⁷⁾。しかし、西部の強硬な反対の中で同法案の成立は危ぶまれた。こうした状況に変化をもたらしたのが、同時に審議されていた分配法案の帰趨であった。西部諸州は1837年恐慌以来苦境に立たされている州財政難の打開策として、公有地の売上代金の利益を各州で分配し州財政に充当しようとする法案、すなわち分配（Distribution）法案の通過を切望していた。西部は分配法案の通過と引き替えに破産法案を承認する事を表明した。そして、破産法案は分配法

案の成立後8日後に西部の賛成を得て110対106で下院を通過し⁵⁸⁾、1841年8月19日破産法が成立した。

1841年破産法の特徴は、商人階層以外にもその対象を拡大した点、また彼らに自己破産を認めた点であり、こうした点で破産免責に大きな進展をもたらしたことは特筆されるべきである。また商人、小売業者、銀行家、仲買人、ブローカー、保険業者（underwriters）、海上保険業者などに対しては、以前と同様に債権者の申し立てによって破産宣告が下された。破産者は、債権者の過半数が同意しかつそれが債務総額の過半に達した場合には、債務を免責された。また、同法の下で家庭用及び台所用家具、その他の最低限の生活必需品、衣類などを含めて、300ドルを限度として差し押さえから免除された⁵⁹⁾。

同法の施行日は1842年2月1日であるが、1843年3月3日に廃止されたから、その実施期間はわずかに一年程度に過ぎなかった。しかし、その間に33,739人が同法の対象とされ、その内免責を拒否されたのは765人にすぎなかった。同法の対象とされた債務総額は440,934,000ドルにのぼったが、財産管理費がかさんだこと、また多くの債務者がすでに州支払不能裁判所（State Insolvency Courts）において審理されていたから、債権者に渡った分配金はわずかであった⁶⁰⁾。ある議員は1841年法に対して、破産者の資産は「訴訟と代理人、手数料、仲介料の費用」を支払うだけの資金を生み出すに過ぎないと批判したし、実際、破産者の資産管理にはかなりの費用がかかった。破産に際して、執行官は破産者の資産を管財人にひき渡さねばならなかったがその際手数料を得たし、管財人とその書記などもまた資産目録の作成、保管、そ

⁵²⁾ 第26議会第2会期においても引き続き第1会期と同様の法案が審議されたが、成立には至らなかった。 *Congressional Globe*, 26th Cong., 2nd Sess., pp.65, 85, 140, 143, 153, 160, 186, 208.

⁵³⁾ *Congressional Globe*, 27th Cong., 1st Sess., p.244.

⁵⁴⁾ *Congressional Globe*, 27th Cong., 1st Sess., p.246.

⁵⁵⁾ *Congressional Globe*, 27th Cong., 1st Sess., pp.272, 316, 323-324, 330-331, 333-335, 340-341, 343-345, 349-350

⁵⁶⁾ *Congressional Globe*, 27th Cong., 1st Sess., p.344.

⁵⁷⁾ Frimet, "The Birth of Bankruptcy," p.178.

⁵⁸⁾ *Congressional Globe*, 27th Cong., 1st Sess., p.350.

⁵⁹⁾ *U.S. Statutes at Large*, Vol.5, pp.440-449.

⁶⁰⁾ Warren, *Bankruptcy*, p.81.

の他の仕事で手数料を得た。さらに管財人と彼の任命した競売人は資産の公売において、通常それぞれが5%の手数料を受け取っていた。こうした費用に加えて、破産申請者は正式に破産者と認定されるために開かれる聴聞会を告知する広告を90日間にわたって新聞に掲載しなければならなかった。結果として、債権者に渡る分配金は概して微々たるものにすぎなかったのである⁶¹⁾。

また債権者たちにとって、債務者たちは債務返済を正当な理由もなく拒否をしていると映った。また債務者たちにとっては、同法が州の先取特権を保護する一方で、各州の支払不能法の下で認められた財産の差し押さえの免除やその他の債務者保護が認められないことに不満を感じ始めていた⁶²⁾。さらに、償還不能な通貨をばらまいて商人の破産を引き起こしておきながら、支払不能に陥っている当の銀行や他の株式会社が破産法の対象とならない点などについて大きな欠陥があった⁶³⁾。こうした欠陥が同法を短命に終わらせた大きな要因となった⁶⁴⁾。

1841年法案の審議過程でベントンやカルフー

ンはその違憲性を主張したが、その懸念はミズーリの合衆国地区裁判所において現実のものとなった。すなわち、同裁判所に申請した破産申告が裁判官によって違憲と判断され、審理中の900件が退けられたのである。同様の見解はケンタッキーの合衆国地区裁判所によっても下されその先行きが危ぶまれたが、連邦最高裁は同法の廃止後の1843年に廃止となった法に対する裁判権はないとして同事件を退けた⁶⁵⁾以後も1841年法を巡り、いくつかの裁判が行われたが、連邦最高裁は同法の憲法上の問題について十分に検討することはなかった。そして、再び統一破産法の復活についての議論が再燃したとき、もはや商人層以外を対象とした自己破産は認知され、重大な論争を引き起こすことはなかった。その意味で1841年法は破産免責の進展を記す重要な里程標であった。

4. 州法による破産処理の時代

1841年法がわずか一年あまりで廃止されて以後、合衆国は1867年までついに統一破産法を持つことはなかった。その理由は、一つには1857年恐慌に見回れるまで、概して経済的繁栄期にあったことと、その後に起こった南北戦争などにあったが、さらにこのような事態を可能にした要因として多くの州で債務者救済のための支払猶予法 (stay laws) や評価法 (appraisal laws) を実施したことにあった。連邦議会による統一破産法の制定の失敗という手詰まり状態の中で、各州は債務者の財産の差し押さえ、抵当流れ、あるいは訴訟を猶予されるべき時間の延長などによって債務者の救済を計ることに、危機の連鎖を断ち切ろうとした。景気回復まで債務回収を一時的に停止するこうした

⁶¹⁾ Edward J. Balleisen, "Vulture Capitalism in Antebellum America: The 1841 Federal Bankruptcy Act and the Exploitation of Financial Distress," *Business History Review*, Vol.70, 1996, pp.481-484. David A. Skeel, Jr., *Debt's Dominion: A History of Bankruptcy Law in America*, Princeton University Press, 2001, p.27.

⁶²⁾ Warren, *Bankruptcy*, p.82. Frimet, "The Birth of Bankruptcy," p.179.

⁶³⁾ Warren, *Bankruptcy*, p.83.

⁶⁴⁾ 破産法廃止の中心人物はベントンであり、同法が実施される前に早くも廃止の動議が提出された。この中でベントンは破産法の目的は「全くかつ完全に債務者救済のための」ものであり、「それは破産法ではない。それは支払不能法である。その目的は債務者の意思と意向に基づき、そして……債権者の意思を考慮することなく債務を破棄することである。その目的と立法化のすべてはその目標と目的において、債務契約の破棄であった。」と廃止の理由を述べている。(Congressional Globe, 27th Cong., 2nd Sess., p.179.) 結局、同法廃止案は第27回連邦議会第3会期において、上院を32対13、下院を140対71で可決され、廃止された。(Congressional Globe, 27th Cong., 3rd Sess., pp.169, 349.)

⁶⁵⁾ Warren, *Bankruptcy*, p.86. 以後も1841年法を巡り、いくつかの裁判が行われたが、連邦最高裁は同法の憲法上の問題について検討することはなかった。(Warren, *Bankruptcy*, p.87.)

措置は、農民達に歓迎された⁶⁶⁾。評価法も同様の効果を狙ったものであり、債務者の差し押さえられた財産がその評価額の二分の一、あるいは三分の二で売却できない場合は、その財産の販売を禁じるというものであった。このような法律は、1836年ペンシルベニア、1837年バージニア、1840年ミシシッピー、1841年オハイオ、イリノイ、インディアナ、1842年バージニア、ペンシルベニア、1843年アイオワ等々の諸州によって制定された。抵当期間を延長する法律もアラバマ、ミネソタ、ミシガン、ニューヨーク等々の諸州で制定された。こうしたことに加えて、差し押さえから免除される債務者財産の拡大による債務者保護の法律も諸州で相次いで制定された。1842年ジョージア、ケンタッキー、テネシー、ミシガン、ミズーリ、ニューヨーク等でこのような法律が制定された。1846年のテキサス州法にいたっては、200エーカーの家屋敷と2,000ドル相当のタウンや市の敷地を差し押さえから除外するまでに及んだ⁶⁷⁾。

⁶⁶⁾ Kermit L. Hall, *The Magic Mirror*, Oxford University Press, 1989, p.102. 支払を猶予する州法は早い時期から各州で制定された。サウスカロライナでは1782年、1784年、1787年、1788年に訴訟を猶予する諸法が、1785年には評価法が制定された。マサチューセッツ（1782年）、ノースカロライナ（1783年）、ニューハンプシャー（1785年）、ペンシルベニア（1806年）、ジョージア（1808年）、メリーランド（1808年）、バージニア（1808年、1814年）、オハイオ（1809年）、ノースカロライナ（1809年、1812年）、テネシー（1809年、1819年）、ルイジアナ（1814年）、イリノイ（1819-1820年）、インディアナ（1821年）、ミズーリ（1821年）、ケンタッキー（1819-1820年）、ミシシッピー（1824年）等々の諸州でも支払を猶予する類似の州法が制定された。そしてその多くは州最高裁や連邦最高裁で無効と判決された。（Warren, *Bankruptcy*, pp.147-149）

⁶⁷⁾ Warren, *Bankruptcy*, p.89. 他にもマサチューセッツは1851年、差し押さえる対象外として家財、道具、教科書、家畜から総額500ドルまで。1855年には800ドルにまで増加。（Coleman, *Debtors and Creditors*, p.44.）パーモントは1849年までに、500ドルまでの財産の差し押さえ免除。（*Ditto*, p.68.）コネチカットは、差し押さえから免除される額を1849年には500ドル、1860年には700ドル、1885年には1,000ドルと増やしていった。（*Ditto*, p.77.）ノースカロライナにおいては1849年までに差し押さえ免除の財産額の増加があった。衣類、道具、武器などから家具、寝具、紡績機、織機、家畜、食糧、書籍と50ドル相当の財産。1868年、1,500ドル相当の土地、建物、商品、動産。また1783年、1809年、1812年、1861年、1866年、1867年、1868年、債務回収を猶予。（*Ditto*, p.225.）ジョージアにおいては、1845年、民兵のための装備、家具、紡ぎ車、けばだて機、織機、作業用家畜、家畜、食糧、50エーカーの宅地の差し押さえ免除。（*Ditto*, p.236.）1868年、1600ドル相当の財産の差し押さえ免除。免除法（exemption law）の制定。（*Ditto*, p.236.）サウスカロライナは1861年、1864年、1865年に猶予法を制定。（*Ditto*, P.189.）

こうした州法は契約義務を毀損するとして連邦最高裁は違憲判決を下すことになるが、当初州裁判所はその受け入れを拒否し続けた。そして、最終的にそれを受け入れざるを得なくなり、州法を無効と判決するようになったとしても数年を費やしたから、結果としてその間に多くの債務者救済に資することとなった⁶⁸⁾。

また、すでに早くから一部の州で実施されていた支払不能法が、統一破産法を欠く中で他の多くの州によっても実施されるようになっていったことも統一破産法の必要性を減じた。1840年以前にはそのような州法を持っていた州は半分以上であったのが、1840年以降遙かに多くの州がこの種の立法を制定していった。例えば、ペンシルベニアは1836年と1842年に再度支払不能法を制定した。ジョージアは1851年に、ミズーリとカリフォルニアは1852年に、コネチカットは1853年に、メリーランドとノースカロライナは1854年に、ケンタッキーは1855年という具合であった。もちろん、これらの州法には大きな相違があり、ある州法は債務者のみを債務から免除したにすぎなかったのに対して別の州法は債務者とその財産の両方を免除した。また別のものは自己破産のみを規定し、他のものは自己破産と債権者の訴えに基づく破産の両方を規定すると言った具合であった。さらに、自己破産の際、債権者の同意を必要要件としたり、そうした規定のないものもあった。このように支払不能法といってもその内容は各州によって多様であったが、いずれにせよその効果は不完全なものでしかなかった。というのは、合衆国連邦最高裁の判決によって、いかなる州も自州の債務者が他州の債権者に負った債務を州法によって免除することはできなかったからである。こうした欠陥は1857年恐慌の到来とともに一挙に顕わとなった。

⁶⁸⁾ Warren, *Bankruptcy*, p.90.

1857年恐慌の発端は、クリミア戦争の終結に伴う穀物価格の下落から始まった。それは次いで50年代の鉄道投機の下で騰貴していた鉄道証券を直撃し、価格は1853年当時の半分にまで下落した。西部の銀行は一斉に預託金の引き揚げを始め、これに応じきれなくなったシンシナティのオハイオ生命保険会社が倒産したことにより、一気に景気は冷え込んでいった⁶⁹⁾。失業が深刻化し、国内経済が一層沈滞化する中で、統一破産法を巡る論議が再燃するかに思われた。事実1857年の年頭教書においてブキャナン大統領は、銀行に限定した破産法の早期の制定を議会に勧告した。「私見によれば、連邦議会は合衆国中のすべての銀行機関に適用できる統一破産法を通過させる権限を持っている。そして、私は強力にその執行を奨励する。⁷⁰⁾」しかし、連邦議会は大統領の勧告を黙殺し、以後3年に亘っていかなる破産法についても審議に入ることはなかった。この結果、1857年から1861年までの中部諸州の倒産は総額で3億7,700万ドルに及び、ついで西部の1億5,400万ドル、東部の1億4,050万ドルと続き、もっとも少ない南部においても8,700万ドルに達した⁷¹⁾。しかし、南北戦争の勃発はこうした問題を一気に吹き飛ばしてしまった。

5. 1867年法の制定過程

南北戦争はさらに経済の悪化に拍車をかけた。その多くを北部商人に負っていた南部の債務はこの戦争と共に回収不可能となってしまったからである。1861年に南部が北部に負っていた債務総額は30億ドルで、その内1億5,900万ドルをニューヨークに、2,410万ドルをフィラデルフィアに、1,900万ドルをボルティモアに、760

万ドルをボストンに負っていたと言われている⁷²⁾。この膨大な債権が内戦によって一瞬のうちにして消滅しまったのである。このため、1861年にはニューヨークの913件の商事会社が支払不能に陥った。ある商業調査機関は1861年に6,993件、その内北部が5,935件、南部が1,088件、総額2億721万427ドルの企業倒産を報告している⁷³⁾。

南北戦争中、破産法の成立を目指して奮闘した中心人物は、コネチカット出身の上院議員フォスター (Foster) とニューヨーク選出の下院議員コンクリング (Roscoe Conkling) であった。かれらは第37回連邦議会ですべて破産法を議会に報告し、結果として法案提出にまでこぎ着けたが成立には至らなかった⁷⁴⁾。

同法案が通過するためには、基本的に二つの問題を抱えていた。一つはどの程度まで株式会社などに適用範囲を広げるべきかということにあった。1841年法失敗の一因は結局株式会社を適用対象としなかった点にあったからである。そしてより重要な問題は、各州法によって実施されていた債務者に与えたさまざまな免責規定を承認するかどうかということにあった。先に指摘したように、この免責はその対象も方法もまた免責される額も各州によって非常に多様であったから、これを認めることは事実上統一破産法を無意味にしてしまうことになったが、西部諸州は州の免責規定を認めない破産法を強硬

⁷²⁾ Warren, *Bankruptcy*, p.98.

⁷³⁾ Frimet, "The Birth of Bankruptcy," p.181

⁶⁹⁾ *House Journal*, July 15, 1861. Roscoe Conkling は、41条からなる法案を1862年2月14日の第37回議会第2会期に提出した。同法案は第33条において、銀行と鉄道を除く株式会社に適用すると規定している。(Bill and Resolutions, House of Representatives, 37th Cong., 2nd Sess.) また、イリノイのアーノルド (Issac N. Arnold) も法案を提出した。(Congressional Globe, 37th Cong., 2nd Sess., p.2623.) また Foster も同趣旨の法案を1862年5月23日に上院に提出している。*Senate Journal*, May 23, 1862. *Congressional Globe*, 37th Cong., 2nd Sess., p.3324

⁶⁹⁾ 西川・松井共著『アメリカ金融史』、18頁。

⁷⁰⁾ *Messages and Papers of the Presidents*, Vol.VII, p.2972.

⁷¹⁾ Warren, *Bankruptcy*, p.98.

に拒んだ。これが結局上院での審理の引き延ばしに導くことになり、法案の成立を阻むことになったのである⁷⁵⁾。下院においても事態は同様であった。

翌1864年にもロードアイランド選出のジェンクス（Thomas A. Jenckes）は「今や、国内のすべての事業（business interests）が不確かさという海の中で漂っている……南北戦争のまっただ中で、我々は合衆国憲法のこの偉大な行使されていない規定を実施することが求められている」と述べて下院に破産法案を提出し論議が重ねられたが、西部の議員等の反対もあって結局同会期中に成立には至らなかった⁷⁶⁾。最終的に同法案は次の会期において76対56で下院を通過したが、上院は南北戦争終結後の南部再建についての「情勢を見守る」姿勢を崩さなかった⁷⁷⁾。この間、倒産企業の債務問題はもっぱら州法に委ねられたままであった。南北戦争の問題が統一破産法の論議に優先したのである。

⁷⁵⁾ Warren, *Bankruptcy*, p.101. ウィスコンシンの Doolittle は同破産法案の適用を「破産者が居住している州法による強制執行あるいは他の最終手続きによる販売から免除されている不動産あるいは動産を除く」よう修正動議を出したが結局11対26で否決された。（*Congressional Globe*, 37th Cong., 3rd Sess., pp.173-174.）この議論の中で、Doolittleは一例として、ニューヨーク州法においては、夫が破産した場合、妻の個人財産は保護され、したがって差し押さえの対象から除外されるのに対して、マサチューセッツではコモンローが適用されているので、妻の財産は夫の財産に組み入れられ、したがって妻の財産も差し押さえの対象とされる点、またウィスコンシンにおいては不動産抵当や譲渡には妻の同意が必要とされ、単に家長の借財によって、家産が譲渡されることはない事を指摘している。

⁷⁶⁾ *Congressional Globe*, 37th Cong., 1st Sess., pp.660, 1793, 1814, 2636-2639, 2723-2726, 2741-2743, 2810-2813, 2835-2836, 2855-2856, 2880. 同法案は、株式会社にも適用されるものであった。（p.2638）インディアナの Cravens は「西部の人々は政党にかかわらず（破産）法の成立を望んでいない」し「私の知る限り、破産法案の通過を連邦議会に求めるいかなる請願も西部から来ていない」と述べている。（p.2811）この結果、同法案は一旦64対65の票決で否決されたが、最終的に再審議とされた。（p.2836）

⁷⁷⁾ *Congressional Globe*, 38th Cong., 2nd Sess., p.24.

ジェンクス法案が再び上程されたのは南北戦争終結後の1866年5月の第39議会においてであった。再び党派的利害やセクショナリズム、法原則上の対立が論議の中で繰り返された。結局、1857年恐慌の傷も癒えないうちに続いて起こった5年間にも及ぶ内戦に大きな痛手を被っていた債権者達にとってすみやかな債権の清算こそが最も強く望まれていた。その結果は債権者の債務者に対する大幅な妥協であった。このときも、西部から同法案に対するさまざまな危惧が表明され、修正案が提出された。例えば、アイオワのカッソン（Kasson）は州法によって債務から免除された不動産は同法によっても承認されることといった修正動議が提出され、ジェンクスはこれに同意せざるを得なかった⁷⁸⁾。また、ウィスコンシンのペイン（Paine）は強制破産を農民や職人にまで拡大する同法案を、結局農民や職人を強制的に破産に追い込むものとして強力に反対の論陣を張った⁷⁹⁾。しかし、その一方で、債務者の資産が債務の50%に満たない場合には、債権者の数と債務額において過半数の同意を得ることなくしていかなる債務免除も認めないという規定が盛り込まれたことで、同法案は債権者側の気持ちを慰撫することに成功した⁸⁰⁾。同法案は、以上のような債務者と債権者双方の妥協の末、最終的に下院を68対59で通過したが、上院によって棚上げされ同会期中

⁷⁸⁾ *Congressional Globe*, 39th Cong., 1st Sess., p.848

⁷⁹⁾ Paineは「この強制的破産は、我が制度の精神及び多数の我が人民の精神と利益に敵対するものである。それは自由で気楽なしかし誠実で正直な西部人にとって特に不快なものである。それは、ウォール街の気遣いどもにこそふさわしい拘束衣にかれらを押し込める事になるだろう。」と述べて反対した。（*Congressional Globe*, 39th Cong., 1st Sess., p.1689.）

⁸⁰⁾ *U.S.Statutes at Large*, Vol.14, pp.517-541. しかし、ここでもこの条項は同法案の成立後一年以内に始められたいかなる破産手続きにも適用しないという規定によって、債務者に譲歩した。（Warren, *Bankruptcy*, p.104）また、長年の懸案であった株式会社も破産法の対象に加えられた。（第36条において規定されている。）

⁸¹⁾ *Congressional Globe*, 39th Cong., 1st Sess., p.2743.

に成立することなく終わった⁸¹⁾。しかし、次の会期の1867年2月同法案は再び取り上げられ論議を経た末、22対20の僅差で上院を通過し、1867年3月2日50条からなる破産法が1841年法の廃止から25年もの長きを経てようやくここに誕生することとなった⁸²⁾。

1867年法は後に見るようにその後急速に人気を失い1878年には再び廃止の憂き目を見ることになるのだが、しかし同法は論議の中で常に恒久的立法たるべく、そして広く国民と国内商業の将来を展望して構想されたという点で、従来の破産法と一線を画するものであった。しかし、1867年法の欠陥は明らかであった。債務免責を受ける前に債権者の同意を得るという条項は債権者と債務者の間での不当な共謀を促すことに結果した。このため、1868年法によって1869年1月日まで債務免除のために債権者の同意を得るとする条項を延期する修正法を実施しなければならなくなってしまった⁸³⁾。また1867年法は1864年の時点で州法によって認められた債務免責を承認したが、当然のごとく1864年には大多数の南部諸州は連邦から脱退していたから、南部諸州で制定された州法は無効であると見なされていたため同法の適用を受けることはできなかった。こうした状況下で南部諸州を始め、西部諸州でも戦後60年代末に新たな州憲法を採択し、債務者に対してはひじょうに寛大な債務免責を含む法規を制定していた。債務者達は1871年の時点で実施されていたこうした州法を1867年破産法の中に組み入れるよう修正法(1872法)を制定する圧力をかけ、これに成功した⁸⁴⁾。これはひじょうに債務者にとって有利なものであった。例えば、アーカンソーでは5,000ドルの家産(ホームステッド)と2,000ドルの個人財産、ジョージアでは2,000ドルの家産と1,000ドルの

個人財産、フロリダでは16,000ドルの家産と1,000ドルの個人財産、ルイジアナでは16,000ドルの家産と2,000ドルの個人財産、ミシシッピでは240エーカーの家産と4,000ドルの個人財産、ノースカロライナとサウスカロライナでは1,000ドルの家産と500ドルの個人財産、バージニアにおいては家産と2,000ドルの個人財産、カンサスでは5,000ドルの家産と1,200ドル以上の個人財産、テキサスでは200エーカーの家産と2,000ドル相当までのタウンや市の敷地の免除が認められていた⁸⁵⁾。

しかし、1867年破産法は債務者にとって有利なことばかりではなかった。同法の規定によれば、250ドル以上の債権を有する債権者は強制破産の請求を行うことができた。また連邦最高裁は1871年の裁判において、「支払不能(insolvency)」を支払期日に債務を支払えなかった者という解釈を示し、都市の商人はともかくも、経営形態の全く異なる農民やプランター、農村の商人達に対しても猶予期間を与えず支払不能者と決めつけた。その意味で1867年法は債務者を容易に破産に追い込むという性質を併せ持っており、債務者の不満を醸成していった⁸⁶⁾。さらに、予想されたほどに破産件数は多くなく、1867年6月1日から1871年8月31日までにある法学雑誌によって報告された総破産件数は103,005件ほどであり、また裁判手数料に多大の費用がかかり、結局債権者に支払われた分配金は平均して10%を越えることはなかった⁸⁷⁾。また南部においては、渡り裁判官(carpetbag

⁸⁵⁾ Warren, *Bankruptcy*, p.110.

⁸⁶⁾ Frimet, "The Birth of Bankruptcy," p.183. 農民やプランターなど主に収穫期にしか作物を現金化できない階層にとって、以上のような裁判所の解釈は極めて不利であった。また農村商人にとっても主要な顧客層が農民やプランターであったため同様に不利な状況に追い込まれた。

⁸⁷⁾ Warren, *Bankruptcy*, p.114. 総破産件数の内、15,151件は東部諸州、22,780件が南部諸州、40,097件が西部諸州、433件がディストリクト・オブ・コロンビアであった。

⁸²⁾ U.S. Statutes at Large, Vol.14, pp.517-541.

⁸³⁾ U.S. Statutes at large, Vol.15, pp.227-228.

⁸⁴⁾ U.S. Statutes at Large, Vol.17, p.334.

Judge)による詐欺と腐敗、そして不当な流用などが広範囲に行われていた。債権者達はこうした状況に次第に同法に失望の色を濃くしていった。こうした中、1873年下院は何の審議もすることなく廃止法案を通過させてしまった。しかしながら、上院は行動を起こさなかった。

6. 1873年恐慌の発生と1874年修正法の成立

ジェイ・クック商会の倒産に端を発した1873年恐慌は1867年破産法の行方に深刻な影響を及ぼした。議員の中にはジェイ・クック商会の倒産劇は、債権者達による性急な破産申請の結果であると言う者さえ現れた。すなわち、1867年法さえなければ1873年の経済危機は生じなかったと言うのである。グラント大統領は、こうした議会の声に多少なりとも影響されて1873年12月1日の教書において次のように述べている。1867年法は「当時の良心以上に悪の所産である。⁸⁸⁾」この大統領の声に下院は素早く反応し、またしても同法の完全なる廃止をほんの2時間ほどの議論の後、圧倒的多数であっさりと可決してしまった⁸⁹⁾。この時も上院はこれに対して慎重に対応し、法案の廃止部分は削除され代わりにいくつかの重要な修正を付された1867年法の代替法案が審議され、結局これは1874年6月22日法として成立することになった。1874年修正法の大きな特徴の一つは、1869年のイギリス破産法に倣い、和解 (composition) と猶予 (extension) 条項が含まれていたことにあった。これにより破産法は単に債権者保護に留まらず、債権者保護とその将来の事業への復帰をも視野に入れた一層債務者に寛大な内容のものとなったと言うこともできよう⁹⁰⁾。また強制破産の規

定も変更が加えられた。すなわち、債務者を同法の下で破産と宣告するためには、数において債権者の四分の一、債権者の請求額が債務者の債務総額の三分の一以上の同意を必要とすると1867年法に比べてより「破産」の規定を厳格化した⁹¹⁾。さらに同法は、自己破産に際して、数と金額において債権者の過半数の同意を得ることなく債務免責を受けるためには、債務者資産がその総負債額の50%以上でなければならないとした1867年法の免責条項を廃止し、代わりに請求額の30%相当の資産を所有しているか、あるいは少なくとも総負債額の三分の一を有する債権者の四分の一の同意を必要とすると修正された⁹²⁾。

こうして、1874年修正法は一層債務者にとって有利なものとなったが、それにもかかわらず、債務者はこれに満足することなく依然として抑圧的な破産法の犠牲者と考える一方で、債権者は同法が債務者による債務免責の悪用を公然化したと感じていた⁹³⁾。しかし、同法の最大の欠陥もまたしても相も変わらずのわずかの分配金、法外な手数料と諸費用、手続きの遅延等といった問題を克服できないことにあった⁹⁴⁾。1873年恐慌の傷はまだ十分に癒えたとは言い難かったが、ニューヨーク、ケンタッキー、ニューハンプシャー、イリノイ、インディアナ、ミシシッピ等々の諸州で破産法の廃止を求める声が高まっていった⁹⁵⁾。1878年4月、こうした声を受

⁹¹⁾ *U.S. Statutes at Large*, Vol.18, Pt.3, Sec.12, p.181. これに対して1867年法は、銀行家、商人、取引業者などが「不正によって14日以内に約束手形の支払を停止したり延期したり、あるいは再開しなかった」場合には、「破産法に抵触しているものと見なされ、……同法の下で証明できる債務総額が少なくとも250ドルの1人もしくはそれ以上の債権者の請願に基づいて破産者と判断される」と規定している。(*U.S. Statutes at Large*, Vol.14, Sec.39, p.536).

⁹²⁾ *U.S. Statutes at Large*, Vol.18, Pt.3, sec.9, p.180.

⁹³⁾ Frimet, "The Birth of Bankruptcy," p.187.

⁹⁴⁾ Tabb, "The Historical Evolution," p.362.

⁹⁵⁾ Warren, *Bankruptcy*, p.122.

⁸⁸⁾ *Messages and Papers of the Presidents*, Vol.9, p.4204.

⁸⁹⁾ Frimet, "The Birth of Bankruptcy," p.185. 廃止法案は1873年12月16日、219対44で下院を通過した。(*Congressional Record*, 43rd Cong., 1st Sess., p.239.

⁹⁰⁾ Frimet, "The Birth of the Bankruptcy," p.185.

けてケンタッキーの上院議員マックリアリー(James R. McCreary)は廃止法案を提出した。廃止法案は二日間に亘って若干の議論が行われただけで上院を通過し、下院においてはわずか一日の議論をもって、205対40という圧倒的多数で廃止法案が採択されてしまった⁹⁶⁾。こうして、ともかくも11年間存続した統一破産法はまたしても廃止され、合衆国は再び98年まで20年にわたって統一破産法を欠いたままの状態に置かれることになるのである。

7. 1898年統一破産法の成立過程

(1) 全国的商工業組織の勃興と統一破産法要求運動

19世紀後半に飛躍的に発展・整備された交通・通信網に牽引され、州際通商は一層活況を呈したが、それはまた新たな統一破産法の成立を牽引する大きな要因となった。例えば、製造業者や卸売業者はこうした交通網を使い全国にセールスマンや行商人(commercial travelers)を送り込み、結果として1870年から1900年の間に商人の数はおよそ35万8,000人から78万4,000人と2倍程度しか増大しなかったのに対して、行商人は約7,000人から9万人へと10倍以上にも急増した⁹⁷⁾。このため、州際通商に従事する商人や製造業者達は、早くから州際通商の障害の一つとなっていた州外商人・製造業者に対する差別的な州法の克服のために、その一助として統一破産法を求めている。そのことは、既に見たように初期の統一破産法の成立に関わって北東部を代表する議員達の議会での発言の中に瞥見できるが、債務・債権問題を処理する州

法の次のような特徴が、州際通商に従事する商人・製造業者を大いに悩ました。すなわち、第一にこのような法律が州ごとにまちまちであったこと、第二に多くの州法は他州の債権者に対して差別的であったこと、第三に多くの州法は破産に瀕した債務者の差し押さえた資産配分において、比例的配分よりも最初にやってきた者が最初に配分にあずかる(first-come, first-served distribution)こと、したがって、これまた州外債権者にとって著しく不利な規定となっていたことなどであった⁹⁸⁾。州際通商に従事し、しばしば地方の小売業者に無担保融資を行っていた商人・製造業者達は、こうした州法に不満を抱き、統一破産法の制定を強く要求し破産法制定集会を開き、議会に請願書を書き送っていた。例えば、ある商業団体が1898年に議会に提出した請願書は、カリフォルニア州法が事実上、州内債権者の債権を他州の債権者のそれに優先して精算することを規定していると不満を述べている⁹⁹⁾。

統一破産法を求める商人達や製造業者の全国的組織は、1881年にニューヨーク商業・運輸会議所(New York Board of Trade and Transportation)が全国商業会議所代表者会議(A National Convention of Boards of Trade)を創設したところから始まった¹⁰⁰⁾。ワシントンD.C.で開催されたその会議の参加者達は、フィラデルフィア商業会議所、シカゴ商業クラブ、トレントン・ニュージャージー商業会議所、ニューイングランド靴・革クラブ等をはじめとする多くの商業会議所からの代表者達であり、統一破産法を求める証言が相次いだ。

⁹⁶⁾ *Congressional Record*, 45th Cong., 2nd Sess., pp.2384, 2416-2420, 2512-2516, 2864-2872, 2949-2952, 2997-3005, 3186-3189, 3314-3320, 3353-3362.

⁹⁷⁾ Bradley Hansen, "Commercial Associations and the Creation of a National Economy: The Demand for Federal Bankruptcy Law," *Business History Review*, Vol.72, 1998. p.97.

⁹⁸⁾ Bailry, Hollis R., "An Assignment in Insolvency, and Its Effect upon Property and Persons out of the State." *Harvard Law Review*, Vol.7, 1893.

⁹⁹⁾ Hansen, "Commercial Associations," p.94.

¹⁰⁰⁾ Hansen, "Commercial Associations," p.98. これに関連するものとして、William H. Becker, "American Wholesale Hardware Trade Associations, 1870-1900," *Business History Review*, Vol.45, 1971.

1880年代ニューヨーク商業・運輸会議所は統一破産法を求める運動の先頭に立って活動が続けたが、その成果は第二回目の大会が1884年「商業者団体組織による全国破産法要求集会」(the Organization of the National Bankrupt Law Convention of Commercial Bodies) という形で結実したことであった¹⁰¹⁾。

こうした院外での動きに呼応して、1880年代にいくつかの法案が連邦議会に提出された。例えば、1882年にはボストンの連邦地方裁判所裁判官ジョン・ローウェル (John Lowell) によって起草された法案が、マサチューセッツの上院議員ホー (George F. Hoar) によって提出された。かれは「商業と工業は州境を知らない」と述べて、全国破産法の必要性を強調したが、結局1867年法のもたらした混乱に辟易していた議会が動くことはなかった¹⁰²⁾。

次に統一破産法が論議されたのは、第48回連邦議会においてであった。ホーは多くの改善点を加えた「ローウェル法案」を再び提出した。審議の末、上院を支配する共和党によって、同法案は32対15で可決されたが、南部は統一破産法の成立に依然として反対し続けた。しかし、結局同法案は民主党が支配的であった下院を通過することができずに成立することなく終わってしまった¹⁰³⁾。しかし、度重なる挫折にも関わらずホーは執拗に統一破産法案を提出し続け、1885-1886年の会期に再び法案を提出した。これに対してコロラドのテラー (Henry M. Teller) は「悪と不正のためにこれ以上役立つ法案」はないと決めつけ、南部と西部においてはこうした法案に対する要求は皆無であると反対の論陣を張った¹⁰⁴⁾。これに対して、ホーは南

部や西部にとっても同法案の成立により大幅に利子率の低下を期待でき、したがって極めて有益であることを強調して次のように述べる。「現在、西部や南部における利子率は、もし債務者がたまたま不幸 (=倒産) になった場合、債権者は資産に対するかれの正当な取り分を得ることができるかどうか疑っているが故に、8%から20% (という高利) である。これらの社会 (=西部と南部) は、この立法に反対しているがために、もっともひどい不必要な過大な価格 (=高利) を支払っている。¹⁰⁵⁾」しかし、ホーのこのような説得にも拘わらず最終的に同法案は上院において棚上げされ、議会を通過することなく終わった。結局、度重なる挫折によって統一破産法の審議は中断されたまま、以後5年間にわたって手を着けられることはなかった。

しかし、この間統一破産法を求める全国的な商工業者の組織的な運動はますます活発になっていった。例えば、1889年にはセントルイス卸売り雑貨商組合 (the Associated Wholesale Grocers of St. Louis) が中心となって、統一破産法を求める第三回目の商業団体代表者全国大会 (the National Convention of Representatives of Commercial Bodies) を組織した。

セントルイスの若き弁護士トーリー (Jay L. Torrey) が主宰したこの大会は、全国至る地域からの商業団体から構成されていた。同集会はセントルイスとミネアポリスで開催されたが、ミネアポリスの集会においては70以上の商業団体から統一破産法に賛同する決議が寄せられた。こうした商業団体の中には、太平洋岸商業会議所 (the Pacific Coast Board of Trade)、オレゴン州ポートランド商業会議所 (the Board of Trade of Portland, Oregon)、ネブラスカ州オマハ商業会議所 (the Omaha,

¹⁰¹⁾Hansen, "Commercial Associations," p.98.

¹⁰²⁾*Congressional Record*, 47th Cong., 2nd Sess., pp.38-48, 77-87, 109-117.

¹⁰³⁾*Congressional Record*, 48th Cong., 1st Sess., pp.846, 2929-2933, 2962-2969, 3003-3010, 3170-3184, 4301-4311.

¹⁰⁴⁾*Congressional Record*, 49th Cong., 1st Sess., pp.345, 4851-4854, 4884-4890, 5101-5107, 5133-5135, 6646.

¹⁰⁵⁾Warren, *Bankruptcy*, p.133.

Nebraska Board of Trade), カンザス州ウィチタ商業会議所 (the Wichita, Kansas, Board of Trade), セントルイス商業取引所 (the Merchant Exchange of St. Louis), アーカンソー州リトルロック商業会議所 (the Little Rock, Arkansas, Board of Trade), ルイジアナ商業会議所 (the Chamber of Commerce of Louisiana), サウスカロライナ州チャールストン商業会議所 (the Charleston, South Carolina, Chamber of Commerce), ボストン商業協会 (the Boston Merchants Association), ニューヨーク州商業会議所 (the chamber of Commerce of the State of New York), ニュージャージー州商業会議所 (the Board of Trade of New Jersey) などが含まれていた。さらに大会で採択された請願書の中には全国雑貨卸売商協会 (the National Druggists Association), 家具製造業者協会 (the Furniture Manufacturers Association), アメリカ製紙業者協会 (the American Paper Manufacturers Association), 全国仲買人連盟 (the National League of Commission Merchants), ニューイングランド塗料・油絵の具クラブ (the Paint and Oil Club of New England), 西部行商人協会 (the Western Commercial Travelers Association) などの他多数の全国的・地方的商工業者組織が名を連ねた¹⁰⁶⁾。彼らの求めたものは従来繰り返されてきたように経済危機という非常事態の中で債務の清算, 債権の回収を目的とするものではなく, 日常的な商取引の中で不可避免的に生じうる債務・債権処理を扱う破産法の制定であった。19世紀末における以上のような全国的規模の商工業者団体・組織の興隆は, 従来にも増して効果的なロビー活動を可能にし, こうした要求を掲げて不断に圧力をかけ, 議会を動かしていくことが

できるようになっていた。実際, 1889年の商業団体代表者全国大会においてトーリーによって起草された破産法は, 1890年代「トーリー法案」として議会で取り上げられ, 新たな破産法案審議の幕が切って落とされることになるのである。

(2) 1890年代の議会審議過程

1889年末の第一回年頭教書において, ハリソン大統領は全国破産法の恒久化の必要性を表明したが, 1890年末の第二回年頭教書においてはさらに踏み込んで, 統一破産法を制定する連邦権の「時折の一時的な行使, そしてその不在の間に行使される矛盾した州支払不能法から生じる不都合は, 単純な安価なそして恒久的な全国破産法の制定によって除かれるべきである¹⁰⁷⁾」と述べて, 議会による早期の破産法の制定を強く勧告した。この大統領の勧告に呼応する形で, 第51回議会において下院は「トーリー法案」の審議に入り, 二日の討議の末117対84で同法案を通過させた¹⁰⁸⁾。この審議過程で破産法案に反対したのはまたしても南部であった。かれらは同法案が農民達によって全く必要とされていず, その必要性を主張する者たちは「豊かで有力な商事会社, 卸売業者, 商業会議所や仲買業者組合」などであると反対の論陣を張った。この時, 南部とともに反対の論陣を張っていた西部は独自の代替案を提出している。すなわち, 審議の過程でテキサスのクルバートン (Charles A. Culbertson) は, 苦境にあえぐ西部農民達の声を代弁して自己破産のみを規定した短い代替法案を提出したのである。この時期, 西部は1883年から1889年にかけて土地投機ブームが起り, 農場抵当も膨大な数に上っていたのだが, ブームの崩壊とともに資産は目減りし, 利子支払いも滞りがちといった農民=債務者救済の必要性

¹⁰⁶⁾Hansen, "Commercial Associations," p.101.

¹⁰⁷⁾ *Messages and Papers of the Presidents*, Vol.12, pp.5478, 5561.

¹⁰⁸⁾ *Congressional Record*, 51st Cong., 1st Sess., p.7686.

を強く感じていたためであった¹⁰⁹⁾。しかし、上院は関税と通貨問題に忙殺され法案を審議する時間がなく、結局同法案は取り上げられずに終わってしまった。

続く第52回議会（1892年）、第53回議会（1893年）においても「トリー法案」が取り上げられた。様々な修正がほどこされて連邦議会に上程された同法案を巡り徹底的な議論が戦わされたが、結局1893年12月8日143対111の票差で下院で否決されてしまった¹¹⁰⁾。1893年恐慌が当時猛威を振るっており、南部や西部の多くの銀行が閉鎖状態に追い込まれ通貨収縮が起こり、その結果事業倒産も相次いでいた。南部と西部の議員達は強制破産から州民を守らねばと考え、いかなる破産法案にも反対した結果であった。ペンシルベニアのストーン（William A. Stone）は「強制破産は、国全体に損害をもたらすような強制的販売、減価した市場価格をもたらすだけである。」と述べて反対している¹¹¹⁾。

1893年の金融恐慌に見舞われながらも打つ手を欠いた連邦議会はなすすべなく事態を見守るばかりであったが、この間西部では再び猶予法を復活させ州民の救済にあたっていた。例えば1893年のカンサス猶予法は差し押さえあるいは抵当権流れで販売に付された土地に対して18ヶ月間に及ぶ買い戻し権を認めた。これは結局1896年に連邦最高裁で無効の判決が下されたけれども、この間3年に亘り州民の救済に幾分貢献した¹¹²⁾。

紆余曲折を経て「トリー法案」は、共和党が上下両院で多数を占めた第55回議会においてようやく両議会を通過し、最終的に1898年7月

1日、破産法の実現にいたった¹¹³⁾。

1898年法の特徴は、まず同法制定以前の契約に対しても遡及して適用されること、自己破産と強制的破産の承認、また国法銀行を含めてすべての株式会社に適用したこと、農民と賃金労働者は強制破産の対象としないこと、州法の下で差し押さえを免責された財産の保護、破産者の再起や和解交渉のための猶予期間を与える等、従来にも増して債務者に厚い保護規定を設けたことであった¹¹⁴⁾。

同法もまた一面において他の破産法と同様に直接の契機は1890年代の不況の結果とも言えるが、その主たる目的は支払不能に陥った債務者救済というよりは、安定的で全国一律な債権処理制度の確立を不断に求め続けてきた商業団体の絶えざる要求の成果であった。ある民主党員はこれを表して破産法を求めているのは「商業委員会（the board of trade）、商業会議所（chambers of commerce）、金融業界の大立て者達（money kings）」位の者だと決めつけた¹¹⁵⁾。そしてまたある者は「我々が制定する法律は商業上の通商——州内と州間の膨大な商業上の通商——を規制することがより重要である」と述べ、国内通商の円滑な運営を促進することこそが破産法制定の第一の目的であると語っている¹¹⁶⁾。1870年代以降、全国的な商業団体・組織が急増していったが、これが最終的に1898年破産法成立の主要な推進力となったのである。

かくして、幾多の紆余曲折を経て最終的に恒久的な破産法の成立を可能にした要因は、州際通商の盛行を一層加速化させた技術上の大きな変革、すなわち交通・通信網の拡充と、それに

¹⁰⁹⁾ *Congressional Record*, 51st Cong., 1st Sess., pp.7565-7583, 7615-7643, 7676-7687. Warren, *Bankruptcy*, p.135.

¹¹⁰⁾ *Congressional Record*, 53rd Cong., 2nd Sess., p.124.

¹¹¹⁾ Warren, *Bankruptcy*, p.135.

¹¹²⁾ Warren, *Bankruptcy*, pp.151-152.

¹¹³⁾ 1898年法案は上院を49対8（*Congressional Record*, 55th Cong., 1st Sess., p.801）で通過。下院を159対125（*Congressional Record*, 55th Cong., 2nd Sess., p.1946）で通過した。

¹¹⁴⁾ *U.S. Statutes at Large*, Vol.30, pp. 544-569.

¹¹⁵⁾ Hansen, "Commercial Associations," p.104.

¹¹⁶⁾ Hansen, "Commercial Associations," p.106.

に伴い全国的規模で商業活動を展開するようになっていった商工業者がもはや無視できないまでの勢力に成長していたことであった。彼らは市場経済において不可避的に生じうる事業の失敗に際し、全国統一の公正で恒久的な債権の回収あるいは債務の清算システムを求め続けてきた。各州政府もまた州民福祉の観点から独自の債務・債権処理の制度を整備していったが、州際通商の増大とともに、州法の不十分性・限界はますます明瞭となっていった。とりわけ全国展開の商業活動を営む商工業者にとって不満だったのは、各州の不当な州外商業に対する差別的な州法の存在であった。彼らは全国一律に債務・債権処理を行う統一的破産法の制定こそがその根本的解決への道であるとして、全国法の制定を求めて組織的な運動を展開し成功したのである。1898年法は以後補填・修正が行われ幾多の別の破産法に取って代わられたが、破産法自体は以後連綿とその命脈を保ち続け、アメリカ商法の不可欠の一部として定着し今日に至っているのである¹¹⁷⁾。

おわりに

1800年成立の統一破産法から1898年の恒久的統一破産法の制定にいたるまでの、ほぼ100年間にも及ぶその経緯を追ってきた。縷々述べてきたように、統一破産法はその必要性が合衆国成立当時から、そして経済的危機の起こる度ごとに指摘されてきたにもかかわらず、19世紀末まで遂に恒久的な破産法を見ることなく経過してきた。また、この時期は産業革命期を経て金

融資本成立期にたるアメリカ資本主義の飛躍的な発展期に照応し、信用取引による経済活動が一層重きを増していったにもかかわらず、破産法が存在したのは僅か16年ほどであったことを知れば驚かずに入られないであろう。これは一つには、統一破産法に盛り込もうとした諸規定がしばしば州と連邦政府との間の権限を巡る抜き差しならない憲法論争を引き起こしたためであった。しかし、より大きな要因はアメリカ経済の実態に大きく規定されていた結果であったように思われる。19世紀半ばまで、一部の商工業者を除けば、合衆国の経済活動の圧倒的部分は州境を超えることはなかった。そうした状況下で経済危機に見舞われた人々は、十分とは決して言えなかったが州政府の庇護の下でその苦境をやり過ごすことができたのである。彼らにとって、統一破産法は東北部の極一部の特権的な商工業者の権益を守るために、かれらが無慈悲に破産に追い込むものとしか映らなかった。

しかし、19世紀後半から一層本格化する交通・通信網の拡充により、州境を超えた商業活動に多くの商工業者が参画するにつれて、次第に州法の限界もまた明瞭になってくる。19世紀末ともなると、多くの商業団体がこうした限界を目の当たりにし、統一破産法の制定を声高に求めて立ち上がり始め、かくして1898年法の成立に至るのである。そしてこれはまた、合衆国がこの時期と相前後して真に「国民経済」と呼ぶにふさわしい経済的統合を達成した証左でもあった。

¹¹⁷⁾破産法は、以後も1933年、34年、38年、70年、75年、78年、82年、84年、86年、94年、97年とその時々を経済状況の変化に応じて修正されたりあるいは新法に置き換わられて今日に至っている。